

個人情報の取り扱い規程

1. 目的

平成17年4月に施行された、個人情報の保護に関する法律（いわゆる、個人情報保護法）は、5千件以上の検索可能な状態で保存した個人情報を、6ヶ月以上保有している事業所（団体）に適用されます。

おもしろ科学たんけん工房は、上記の規模で保有していませんので、この法律の対象とはなりません。しかし、規模は小さくとも、おもしろ科学たんけん工房の活動上必要な個人情報を収集・保有し、それを利用することは、不可欠なことですし、協働する団体の監督義務（法第22条）や個人情報提供者の個人情報保護に対する関心が高いことをふまえ、必要最低限のルールに基づき、個人情報を保有し利用する必要があります。

（なお、横浜市は、この法律の適用事業者の条件＜5千件以上、6ヶ月以上＞を排除した条例を制定し、すべての個人情報の保有事業所に対し、個人情報の保護を義務付けています。）

以下おもしろ科学たんけん工房を「たんけん工房」と略記します。

なお、たんけん工房が自主的に（または他の団体と共催で）開催する「おもしろ科学体験塾」を以下「体験塾」と略記します。

2. たんけん工房で保護すべき個人情報の対象

- ① 体験塾の受講を申し込んだ児童・生徒とその保護者
- ② 体験塾を受講した児童・生徒、およびその保護者
- ③ たんけん工房の正会員、準会員、賛助会員、理事・監事、（以下会員等と略記）
- ④ たんけん工房が主催するスタッフ養成研修を申し込んだものおよび研修受講者（以下「研修応募者」と略記）。
- ⑤ たんけん工房への寄付者、外部講師などの協力者。

3. たんけん工房が取り扱う個人情報

たんけん工房が取り扱う個人情報は、氏名・住所・電話・FAX番号・メールアドレス・学校名・学年などの「個人の情報」（個人を特定できる情報）が含まれているものをいい、次のように分類します。

- ① 体験塾応募者及び研修応募者・会員等の氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス等を含むもの。（以下、「Aリスト」といいます。）
- ② 体験塾受講生の氏名・学校名・学年のみを記載したもの。（以下、「Bリスト」といいます。）
- ③ 会員等・寄付者・協力者等・研修応募者の氏名、連絡先住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス等を含むもの。

4. 個人情報を収集する際の利用目的の表記・明示

- ① 体験塾チラシには、「申し込み結果やその後の連絡等に使用し、それ以外には使いません。」
- ② 養成研修申込書には、「・・・推進スタッフ養成研修とそのフォロー目的以外には使いません。」
- ③ 体験塾・出前塾・研修会の会場風景等を撮影するときは、プライバシーおよび肖像権保護の観点から、参加者に以下の手段で了解を得ます。
 - ・ 体験塾や出前塾、研修会の開講時に、広報および記録のため撮影する旨了解を求める。
 - ・ 各種イベントなど、不特定の参加者がある場合は、「この催しを、広報および記録のため撮影させていただき、それ以外の目的で使用いたしません。」旨、掲示をする。

- ④ たんけん工房の会員等へは、この「規程」を適用することで、以後、個人情報の提供につきその都度同意を得る手続きを省略します。

5. 個人情報の保有

たんけん工房の会員等は、個人情報の保護につき、十分な注意を払い、個人情報が漏洩することを防ぐため、次の①、②ならびに6項～8項を徹底する。

- ① たんけん工房の全会員リスト、地区会員リスト、研修生申込・受講者リスト、各体験塾申し込み・受講者リストなどの保有者は必要最小限にとどめる。
- ② 保有リストは、「第三者に配布しない」、「無用にコピーしない」ことを遵守し、不要となったリスト（紙も含む）は、速やかに削除・廃棄する。

6. 個人情報を保管する PC 環境等

- ① 代表・副代表理事、体験塾受付担当、地区代表や情報担当世話人など、「A リスト」を保有・管理する者は、原則として、WINNY などのファイル交換ソフトを搭載した PC を使用しない。
- ② やむを得ずファイル交換ソフトを搭載した PC を使用するときには、外付け HDD、MO、USB メモリーなどの外部記憶装置内で作業をし、使用後は必ず PC 本体から切り離す。（本体の内蔵HDDを使わない）
- ③ 主任指導員、サブ主任指導員、アシスタントなど、「B リスト」を受け取る可能性のある者も、極力上記①、②の環境で使用する。

7. リスト配布時の注意

「A リスト」を配布するときは、漏洩リスクを考え、「読み取りパスワード」を設定する。

8. 会員（研修生を含む）間のメール連絡時の注意——（メールアドレスの扱い）

- ① 運営会議、定例会、アイテム検討会など、おおよそ20名以上の連絡時は、BCC を使う。（メール本文内の宛名はよい）
- ② 体験塾のアシスタント間の連絡等比較的小人数のばあいは、BCC にする必要はない。

9. 雑則

- ① この規定の改廃は、運営会議の議決による。
- ② この規定は、平成26年9月1日より実施する。

以上